

休業支援共済普通共済約款 新旧対照表

新（変更後）	旧（現 行）
<p>休業支援共済普通共済約款</p> <p>【 抜 粋 】</p> <p style="text-align: right;">神奈川県福祉共済協同組合 平成 22 年 3 月 25 日 制定 <u>平成 25 年 7 月 17 日 改定</u></p> <p style="text-align: center;">＜第 1 条から第 19 条まで変更なし（略）＞</p> <p>第 20 条（重大事由による共済契約の解除）</p> <p>本組合は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を解除することができます。</p> <p>① 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、本組合に本共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合</p> <p>② 共済金受取人が、本共済契約に基づく共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合</p> <p>③ 前 2 号に掲げるものの他、本組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、本共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合</p> <p>④ 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかの事実<u>に該当する場合</u></p> <p>ア. <u>暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる場合</u></p> <p>イ. <u>反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合</u></p> <p>ウ. <u>反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合</u></p> <p>エ. <u>共済契約者または共済金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合</u></p> <p>オ. <u>その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</u></p> <p>2. 共済金の支払事由が生じた後でも、本組合は、前項の規定により、共済契約を解除することができます。この場合、同項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで生じた支払事由に対しては、本組合は、<u>共済金（前項第④号のみに該当する場合で、前項第④号アからオまでに該当した者が共済金受取人のみであり、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人であるときは、共済金のうち、その共済金受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下本項において同じとします。）</u>を支払いません。既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求します。</p> <p style="text-align: center;">＜第 21 条から第 28 条まで変更なし（略）＞</p>	<p>休業支援共済普通共済約款</p> <p>【 抜 粋 】</p> <p style="text-align: right;">神奈川県福祉共済協同組合 平成 22 年 3 月 25 日 制定</p> <p style="text-align: center;">＜第 1 条から第 19 条まで変更なし（略）＞</p> <p>第 20 条（重大事由による共済契約の解除）</p> <p>本組合は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を解除することができます。</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>2. 共済金の支払事由が生じた後でも、本組合は、前項の規定により、共済契約を解除することができます。この場合、同項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで生じた支払事由に対しては、本組合は、共済金を支払いません。既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求します。</p> <p style="text-align: center;">＜第 21 条から第 28 条まで変更なし（略）＞</p>

新（変更後）	旧（現行）
<p>第 29 条（無事故戻し金）</p> <p>本組合は、共済期間が満了した場合において、共済期間中に本組合が共済金を支払うべき入院が被共済者に発生しなかった場合には、本組合が領収したその共済期間に対応する共済掛金の「十二分の二か月」相当額を無事故戻し金として、共済契約者に支払います。</p> <p>2. 本組合が前項の無事故戻し金を共済契約者に支払った後、当該無事故戻しの対象となった共済期間中に、本組合が共済金を支払うべき入院が被共済者に発生し、かつ、本組合がその入院に対し共済金を支払った場合には、共済契約者は、受領した無事故戻し金の全額を本組合に返還しなければなりません。</p> <p>3. 前項において、共済契約者が共済金受取人である場合には、本組合が支払うべき共済金の額から本組合が既に支払った無事故戻し金の額を差し引いた残額を本組合が共済契約者に支払うことにより、本組合による当該共済金の支払および共済契約者による無事故戻し金の返還が同時に行われたものとみなします。</p> <p>4. 本組合は、以下の各号のいずれかに該当した場合には、無事故戻し金を支払いません。</p> <p>① 共済契約が共済期間の満期日以前に、無効、失効、解除または取り消しとなったとき。</p> <p>② 無事故戻し金の対象となる共済期間に対応する共済掛金に滞納が生じているとき。</p> <p><u>5. 前項第①号の規定にかかわらず、本組合は、以下の各号のいずれかに該当した場合には、無事故戻し金を共済契約者に支払います。</u></p> <p><u>① 共済契約の失効事由が第 18 条（共済契約の失効）第 1 項第②号の規定に該当する場合のうち、失効日が当該共済契約の満期日であるとき。</u></p> <p><u>② 共済契約の失効事由が第 18 条（共済契約の失効）第 1 項第③号の規定に該当する場合のうち、失効日が当該共済契約の満期日であり、かつ、当該共済金の支払の原因となった入院開始日が当該共済契約の契約日より前であるとき。</u></p> <p><u>③ 共済契約の解除事由が第 21 条（共済契約者による解除）の規定に該当する場合のうち、解除日が当該共済契約の満期日であるとき。</u></p> <p>6. 本組合は、無事故戻しの対象となった共済契約の共済期間の満期日の翌日から 60 日以内に、第 13 条（共済掛金の払込方法）において共済契約者が指定した金融機関に対する振込の方法をもって、第 1 項の無事故戻し金を共済契約者に支払います。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、変更なし（略）＞</p>	<p>第 29 条（無事故戻し金）</p> <p>本組合は、共済期間が満了した場合において、共済期間中に本組合が共済金を支払うべき入院が被共済者に発生しなかった場合には、本組合が領収したその共済期間に対応する共済掛金の「十二分の二か月」相当額を無事故戻し金として、共済契約者に支払います。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 本組合は、以下の各号のいずれかに該当した場合には、無事故戻し金を支払いません。</p> <p>① <u>理由を問わず</u>、共済契約が共済期間の満期日以前に、無効、失効、解除または取り消しとなったとき。</p> <p>② 無事故戻し金の対象となる共済期間に対応する共済掛金に滞納が生じているとき。</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>5. (略)</p> <p style="text-align: center;">＜以下、変更なし（略）＞</p>

※ 変更箇所^①に下線（ ）を付しております。